

仕 様 書

I 概要

1. 売払物品名 岡山第2合同庁舎設備改修工事等に伴う発生材売払単価契約

2. 売払品目、売払数量(概数)

品 目	売払数量(概数)
電線・ケーブル	1 4, 4 2 9 k g

(注1) 売払数量の重量(kg)は計量器による測定結果ではなく、概算数量であり契約数量を確約するものではない。

(注2) 本契約締結後、売払物品の種類、品質の齟齬、数量不足、又はかくれた瑕疵のあることを発見しても、契約単価の減免若しくは、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできない。

(注3) 本契約は単価契約(1kg当たりの価格)により行う。

3. 搬出期限 令和6年 8月20日

4. 売払物品搬出場所

岡山県岡山市北区下石井一丁目4番1号 岡山第2合同庁舎

II 条件

1. 売払物品の搬出

(1)買受人は物品を搬出するときは、別紙様式1により、あらかじめ担当職員に対し搬出日時、搬出方法、運搬車両等、搬出先を申請し、その許可を受けなければならない。

(2)買受人は、売払物品搬出場所において担当職員の指定する売払物品を自ら運搬車両へ積み込み、売払物品の搬出を行うこと。

なお、搬出場所への進入は210cmの高さ制限があるため、運搬車両は2t以下の車両とし、積み込みは人力又は高さ制限等に支障のない重機、機材で行うこと。

(3)売払物品の搬出及び計量は、原則として、土、日、祝日以外の日の9時 30 分から 17 時 00 分までの間に行うこと。

(4)売払物品の搬出作業に当たっては、売払物品搬出場所の舗装、設備等を損壊しない重機、機材等を用いること。

(5)搬出する売払物品に電線・ケーブル以外の物が付着又は混入している場合は、付着又は混入している物も買受人が引取り、必要に応じ分別の上適法に処分するものとする。

(6)重機、運搬車、計量器その他売払物品の積み込み、運搬及び積み降ろしに必要な機材等は、全て買受人の負担において用意すること。

また、売払物品の積込み、運搬及び積降ろしに係る一切の費用は買受人の負担とする。

(7)売払物品の搬出に当たって、万が一、事故や売払物品保管場所の舗装の破損等が発生した場合は、直ちに担当職員に連絡すること。

また、買受人の責任による事故、破損等は、買受人の負担で原状回復、損害賠償等の必要な対応を行うこと。

(8)搬出した売払物品は、計量法に基づく有効期間内の計量証明検査を受けている計量器により担当職員立会のもと速やかに重量を計測すること。計測結果の単位はkgとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。売払代金は、この重量に契約単価(税込)を乗じて得た金額の合計(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

(9)買受人は、搬出毎に以下の書類を提出すること。提出は、売払物品を搬出した日から7日以内とする。

①売払物品の重量計測結果が記載された計量証明書全て

②売払物品に係る別紙様式2の受領書全て

③売払物品の積込み、運搬、積降ろし及び計量の状況を確認できる代表的な写真

(10)売払物品の所有権は、買受人が代金を歳入徴収官へ納付したときをもって売払人から買受人に移転するものとする。

(11)売払物品の管理責任は、計量のために搬出したときをもって売払人から買受人に移るものとする。

また、売払物品搬出後、代金を納付するまでの保管中に生じた損害は全て買受人の負担とする。

2. 代金の納入

(1)担当職員が1.(9)の提出書類を確認した後取りまとめ、売払代金が記載された「納入告知書」が買受人に送付される。

(2)買受人は、「納入告知書」を受け取った後、記載された納付期限までに代金を納付すること。

3. その他

(1)担当職員は、売払物品の積込み、運搬、積降ろし及び計量の立会いを行うので、買受人はこれに応じること。

(2)買受人は、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事由が生じたときは、担当職員と協議し、解決を図ること。

別紙様式 1

令和 年 月 日

担当職員
中国四国農政局会計課
国有財産管理・調達室長 殿

住所
氏名
緊急時の連絡先

物品の搬出日等の申請

令和 年 月 日付けで契約締結した「岡山第2合同庁舎設備改修工事等に伴う発生材売払単価契約物品の搬出について」に基づく、物品の搬出を下記のとおり行いたいので申請します。

記

搬出日時 令和 年 月 日 ○時から ○時まで
搬出方法
運搬車両等
搬出先

令和 年 月 日

物品搬出日の許可

上記の物品搬出日時等については、申請のとおり許可します。

担当職員
中国四国農政局会計課
国有財産管理・調達室長
(本許可は本書を複写の上交付する。)

別紙様式2

令和 年 月 日

契約担当官

中国四国農政局長 殿

(住所)

(氏名)

受 領 書

下記のとおり物品を領収しました。

なお、代金納付までは、貴殿の保管物品として、善良な管理者の注意をもって管理します。

記

売払物品名 岡山第2合同庁舎設備改修工事等に伴う発生材売払単価契約

品 目	数 量	単位	備 考
電線・ケーブル		kg	
合 計		kg	

※計量証明書を添付すること。